

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行に伴う特例措置	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、法）施行に伴い、これまでの電気事業収入とは質を異にする金銭の流れが生じる。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電気事業者が、再生可能エネルギー電気を供給しようとする特定供給者が発電した電気を調達価格により購入する</li> <li>② ①の購入に要する費用負担の地域間の不均衡を調整するため、費用負担調整機関から電気事業者に対して交付金を交付する</li> <li>③ 各電気事業者は②に充てるため、全ての電気の需要家に対し、電気料金の一部として賦課金を請求する</li> <li>④ 各電気事業者は③で電気の需要家から回収した資金を費用負担調整機関に納付する</li> </ol> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記②で電気事業者が費用負担調整機関から交付される交付金収入（以下、交付金）と、上記③で電気事業者が請求する賦課金収入（以下、賦課金）について、法の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、これらの収入について、事業税（収入割）の課税対象外とすること等、所要の措置を講ずる。</p>	
関係条文	<p>地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12及び第72条の24の2</p> <p>地方税法施行令 第22条第6号及び9号</p>	
減収見込額	(初年度) ▲2,863 ( - ) (平年度) ▲2,863 ( - ) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることにかんがみ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>再生可能エネルギーの全量買取制度において、電気の需要家が負担する賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達費用に充てられるべきものであり、調達費用とバランスするように設計している。また、電気事業者は、特定供給者から再生可能エネルギー電気の調達を行い、他方で需要家から賦課金を徴収する役割を果たすが、賦課金の負担が電気の需要家に対して過重なものとならないよう配慮し、負担の最小化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上記枠組みを前提とすると、仮に交付金及び賦課金を事業税（収入割）の課税対象とすると、電気事業者に欠損を生じさせるため、当該事業税額を賦課金に上乘せするか、再生可能エネルギー電気の調達価格を低減することが必要となるが、国民負担の観点や、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、いずれも失当であり、交付金及び賦課金は課税対象外とする等所要の措置を講ずる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	
	ページ	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 26 日）に基づく措置</li> <li>新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）、新成長戦略実現 2011（平成 23 年 1 月 25 日閣議決定）</li> </ul> <p>（政策名：資源エネルギー・環境政策）</p>
	政策の達成目標	国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果を高めること。（制度開始 10 年後に再生可能エネルギーの導入量を約 3,200 万～3,500 万 kW 増加させる。）（CO2 排出量を約 2,400 万～2,900 万 t 削減。）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 24 年 7 月 1 日以降、法適用期間。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を対象（計 40 社程度）。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果を高めることへの悪影響が是正される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・事業用太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置（地方税・固定資産税、23 年度末まで）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（349 億円）</li> <li>新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金（130 億円）</li> </ul>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置は、太陽光発電システムや再生可能エネルギー発電の導入を行う一般家庭・自治体・民間事業者を対象とするものであり、導入支援を行うもの。他方で、本要望項目が狙いとしているのは、最終的な負担者となる電気の需要家の料金による負担を最小化することであり、その性格を異にしている。
	要望の措置の妥当性	国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果を高めることへの悪影響が、当措置の導入により是正される。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度税制改正時に要望（平成 24 年度税制改正要望に持ち越し）。